自主的避難等対象区域（福島市）において農業を営む申立人らのユズに係る平成３１年４月から令和２年３月までの営業損害（逸失利益）について、ユズに出荷制限が課せられていることや申立人らが提出した資料による立証の程度等を考慮し、申立人らの主張するユズの個数に基づく請求額の概ね５割の限度で賠償された事例。

1701

和　解　契　約　書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人Ｘ１及び同Ｘ２（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

１　和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙１記載の損害項目及び期間に限定して和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

２　和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙１記載の損害項目及び期間に対する和解金として金１３万４２８６円の支払義務のあることを確認する。

３　支払方法

（省略）

４　清算条項

申立人らと被申立人は、別紙１記載の損害項目（別紙１記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア　本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ　本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

５　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが１通、被申立人が１通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和２年７月１６日

（仲介委員　太田　治夫）

（別紙１）

	損　害　項　目	金　　額	期　　間
⑴	営業損害 （逸失利益） （ゆず）	金１３万４２８６円	自　平成３１年４月１日 至　　令和２年３月末日